

令和元年度第6回五島市農業委員会総会会議議事録

公表用

開会日時	令和元年9月26日 午後1時30分							
閉会日時	令和元年9月26日 午後3時00分							
場 所	五島市役所3階大会議室							
農 業 委 員 会 出 席 委 員 (16名)	1	南 忠明	2	出口 幸博			4	平田 光昭
	5	荒木 富男	6	今里 誠一	7	中村 耕二	8	山本 実雄
	9	古里 善秀	10	山下 富雄	11	谷川 基晴		
			14	上村 孝幸	15	岩田 弘孝	16	尾崎 初雄
	17	林 賢市	18	寺坂 誠一	19	山田 勝久		
欠 席 委 員 (3名)	3	山崎 早苗	12	奈留 敏弘	13	角田 隆章		
推 進 委 員 会 出 席 委 員 (15名)		野平 荘二		藤田 道則		梁瀬 敏夫		川口 誠一
		中村 利幸		岩谷 聖		片町 利則		深松 誠
		大石 勝		小原 英樹		山田 全		木場 兵次
		川端 敏広		中村 誠		平山 勇市		
欠 席 委 員 (7名)		四辻 嘉之		吉谷 吾市		出口 傳		畑田 幸彦
		寺内 和彦		松本 芳一		坂井 平人		
署 名 委 員	6	今里 誠一	16	尾崎 初雄				
事 務 局	事務局長：田脇栄二 農地係長：梅木広成 主査：阿野舞子 事務職員：伊東瑞樹 嘱託員：井川勝博							
	分室 富 江：伊賀紀子主幹		三井楽：野口作実係長		奈留：村木博信係長			
	岐 宿：月川美香主査		玉之浦：平田華子主事					

上 程 案 件 及 び 処 理 結 果	議 題	件 名	結 果
	議案第 32 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	可 決
	議案第 33 号	農地法第 4 条、第 5 条の規定による許可申請に係る議案の訂正について	可 決
	議案第 34 号	農地法第 4 条、第 5 条の規定による許可申請に係る意見について	可 決
	議案第 35 号	五島農業振興地域整備計画変更に係る意見の取消しについて	可 決
	議案第 36 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について	可 決
	議案第 37 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく農用地利用配分計画(案)に対する意見について	可 決
	議案第 38 号	農地利用状況調査に係る非農地の判断について	可 決

＝午後 1 時 30 分 開会＝

□事務局長

それでは、令和元年度第 6 回五島市農業委員会総会の開催にあたりまして、総会出席者数等のご報告をさせていただきます。

本日は、3 番山崎早苗委員、12 番奈留敏弘委員、13 番角田隆章委員より欠席の旨通知があっており、総会の出席委員は、19 名中 16 名となります。

よって、五島市農業委員会総会 会議規則第 9 条に規定しております、出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

また、本日の総会には農地利用最適化推進委員 15 名にも出席いただいていることを申し添えます。

それでは、これからの総会の進行を山田会長にお願い致します。

○議長

皆さん、こんにちは。出席委員は定足数に達しました。これより、令和元年度第 6 回五島市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

それでは、議案第 32 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

1 ページと 2 ページをご覧ください。議案説明の前に農地法第 3 条の規定による許可申請に関する参照条文を要約してご説明いたします。

耕作目的で、農地を売買又は貸借する場合には、一定の要件を満たし、農業委員会の許可を受ける必要があります。

権利移動に係る許可要件ですが、第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などにより判断いたします。以上です。

○議長

それでは、議案第 32 号の 1 番と 2 番を審議いたします。なお、本案については〇〇番 〇〇〇〇委員より農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出がっておりますので、これを許します。

—〇〇番〇〇〇〇委員：退席—

○議長

事務局の説明を求めます。

□事務局

議案第 32 号

1 番 土地の所在地：〇〇町〇〇番 畑、外田 4 筆、5 筆合計 4,960 m²

譲受人： 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 介護職兼農業

譲渡人： 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 農業

譲受理由： 父から譲り受けて引き続き耕作管理する。

譲渡理由： 高齢になり農業を続けることが困難になったので後継者の娘に譲り渡す。

契約内容： 贈与

次に、9 月 18 日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第 32 号の 1 番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって 1 番は許可されました。

○議長

次に、議案第 32 号の 2 番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

2番 土地の所在地：〇〇町〇〇 〇〇番 畑、外畑1筆、田4筆 6筆合計2,082㎡
譲受人： 〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 農業
譲渡人： 〇〇市〇〇区〇〇 〇〇丁目〇〇番〇〇-〇〇号 〇〇〇〇 会社役員
譲受理由： 親戚から譲り受けて規模拡大を図る。
譲渡理由： 市外に居住しており耕作管理できないので譲り渡す。
契約内容： 贈与

次に、9月18日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。
—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第32号の2番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって、2番は許可されました。〇〇番 〇〇〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。
—〇〇番〇〇〇〇委員：出席—

○議長

次に、議案第32号の3番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

3番 土地の所在地：〇〇町〇〇 〇〇番 田、外田3筆、4筆合計11,671㎡
譲受人： 〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 農業
譲渡人： 〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 自衛官
譲受理由： 当該地を譲り受けて規模拡大を図る。
譲渡理由： 耕作管理できないので知人に譲り渡す。
契約内容： 売買 対価4筆合計〇〇万円

次に、9月18日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。
—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第32号の3番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって3番は許可されました。

○議長

次に、議案第33号 農地法第4条・第5条の規定による許可申請に係る議案の訂正について、を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案説明の前に農地法第4条・5条の規定による許可申請に係る議案の訂正に関する参照条文を説明します。5ページをご覧ください。

五島市農業委員会総会会議規則（議案及び動議の訂正又は撤回）

第16条 総会の議題となった議案を訂正し、又は撤回しようとするときは、総会の承認を得なければならない。となっております。

6ページをご覧ください。議案第33号をご説明いたします。

本案は、令和元年8月26日の総会において、農業用施設用地として農地法第5条の転用許可相当の意見を得た案件であります。譲受人及び契約内容の訂正がなされたため、総会の承認を得るものであります。

所 在 : ○○町○○番 畑 6,651 m² 農用地区域内の農地

訂正前（譲受人） : ○○町○○番地 ○○○○

訂正後（借 人） : ○○町○○番地 ○○○○

転用目的 : 農業用施設用地

契約内容 ; 訂正前 売買による所有権移転で土地取得費は、○○万円。

訂正後 賃貸借権の設定で、期間は10年間、賃料は月額○○万円です。

以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第33号を承認することに異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第33号は承認することに決しました。

○議長

次に、議案第34号 農地法第4条・第5条の規定による許可申請に係る意見について、審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案説明の前に農地法第4条・5条の規定による許可申請に関する参照条文を要約して説明します。7から8ページをご覧ください。

農地の転用は農地以外にするため、又は、採草放牧地以外のものにするために権利を設定し又は移転する場合には、都道府県知事の許可を受けなければならない。

許可基準は、立地基準と一般基準のこの2つの基準を満たす場合に限り許可することができる。

立地基準は、農用地区域内の農地と甲種農地及び第1種農地については、原則として転用を許可することはできないが、農業用施設等に供する場合は許可することができる。

市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地については、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができるものと認められる場合以外は許可できるとなっております。

また、市街地化の傾向が著しい区域内にある第3種農地は原則として許可できる。

一般基準は、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障、一時転用、土地改良事業受益地からの除外である場合の取扱い、農用地区域からの除外について、です。

始めに、9ページをご覧ください。議案第34号の1番をご説明いたします。

所在：〇〇町〇〇番 畑 42㎡ 第3種農地

譲受人：〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

譲渡人：〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的：事務所兼住宅用地

契約内容：売買による所有権移転で土地取得費は、〇〇万円です。

申請地は、〇〇〇〇から南西へ約120mに位置し、都市計画区域内の第1種住居地域の第3種農地となっております。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、原状のまま利用し、周辺土地とは、擁壁等を設置することにより、土砂等流失や崩壊の恐れはなく、また、周辺は住宅街で耕作している農地は無く、日照・通風・営農等影響はないと思われます。事業併用地として、隣接する〇〇町〇〇番 山林 195㎡及び同町〇〇番 宅地 396.94㎡並びに同町〇〇番 宅地 284.63㎡の3筆を利用し、事務所兼住宅と駐車場用地とすることとなっております。雨水排水は既存側溝に放流とし、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し道路側溝に排出する計画となっております。

最後に、10ページをご覧ください。議案第34号の2番をご説明いたします。

所在：〇〇町〇〇番 畑 98㎡ 第3種農地

申請人：〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇

転用目的：道路用地

契約内容：権利の移動はありません。

本案は、非農地化の原因が人為的なものであり、かつ、20年以上引き続き非農地である農地に該当し、原状回復は困難でまた、当該違反案件が周辺農地の営農に支障を与えることはなく「簡易手続き相当の違反案件の基準」に該当するため、追認許可申請相当と判断されます。

申請地は、〇〇〇〇から南西へ約130mに位置し、都市計画区域内の準住居地域の第3種農地となっております。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、原状のまま利用し、敷地内は、既にコンクリート舗装され道路用地として利用しております。違反転用の発生から現在に至るまで、土砂等流失や崩壊の発生はなく、

今後も同様に使用しますので被害の恐れはないと思われます。また、雨水排水は自然流下する計画となっております。以上です。

○議長

次に、議案第 34 号の 1 番と 2 番に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。それでは、議案第 34 号の 1 番と 2 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□ 〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第 34 号の 1 番及び 2 番について、当協議会は去る 9 月 18 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 34 号の 1 番

所 在：〇〇町〇〇番

申請者：〇〇〇〇

転用目的：事務所兼住宅用地

議案第 34 号の 2 番

所 在：〇〇町〇〇番

申請者：〇〇〇〇

転用目的：道路用地

議案第 34 号の 1 番及び 2 番の申請地は、都市計画区域内の第 1 種住居地域と準住居地域に用途設定された第 3 種農地である。周辺の農地等に影響は無く、事務所兼住宅用地と道路用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められる。よって農地法第 4 条及び第 5 条の農地転用許可基準により、1 番と 2 番は、許可相当とすべきものと決しました。

以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決を行います。議案第 34 号の 1 番と 2 番に対する地区協議会会長報告は、許可相当であります。地区協議会会長報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 34 号の 1 番外 1 件は許可相当と決しました。

○議長

次に、議案第 35 号 五島農業振興地域整備計画変更に係る意見の取消しについて審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

11 ページをご覧ください。五島市農業委員会総会会議規則、第 16 条に総会の議題となった議案を訂正し、又は撤回しようとするときは、総会の承認を得なければならない。となっております。

12 ページをお開き下さい。

五島農業振興地域整備計画変更に係る意見の取消しについて

申出人 貸出人 ○○町○○番地 ○○○○

借受人 ○○町○○番地 ○○○○

土地の所在地 ○○町○○番 畑 2,409 m²

除外の目的 車両駐車場用地

施設の概要 採石敷

議案提出の理由

本案については、令和元年 7 月 26 日の総会において審議していただき、第 1 種農地ではあるが既存の施設の拡張による例外規定に該当するため許可相当と判断し、「変更はやむを得ない」との意見をいただき回答しておりましたが、県より例外規定に該当する既存の施設の拡張は「敷地の面積が既存の施設の敷地の 2 分の 1 を超えないものに限る。」となっているため例外規定に該当しないとの連絡あったため、申出人より取消願がありましたので、今回取り消しの承認を得るため議案の提出を行っております。

以上です。

○議長

質疑を行います。この件について、何か皆さんからありませんか。

○ ○○委員

どれくらいの面積だったんですか。

□事務局

既存の施設の面積は 4,488.3 m²なので、2 分の 1 となると 2,244 m²。よって、165 m²オーバーしております。余談ですが、当初「こういう状態になるんですが大丈夫ですか」と確認したところ、転用の方でオーバーする理由付けをすればいいということで承諾を得て 7 月の総会に挙げたつもりだったんですが、やっぱり「2 分の 1 を超えないもの」という言い方をしているので、「概ね」ということであれば許したんでしょうけど、「超えないもの」とはっきり謳われているので該当しませんとの連絡を受けました。今回、取消しをして、また測量をして（オーバー分を）除いて再提出を考えているということです。

○議長

他にありませんか。面積を 2 分の 1 以下にして再提出をすることになろうかと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長

では、採決いたします。議案第 35 号を承認することにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 35 号は承認することに決しました。

○議長

次に、議案第 36 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、1 番 1 から 10 番 2 までを審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案説明の前に利用権の設定等を受ける者の要件等について要約してご説明いたします。13、14 ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法における利用権設定等促進事業とは、農地を効率的に利用するため、地域の認定農業者や担い手に対し、農地の貸付け等を行う事業であり、設定等を受ける者は、農用地のすべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること等の要件を満たす必要がございます。なお、利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合であっても、その者が『農用地のすべてを効率的に耕作すること』、また『地域の農業者との適切な役割分担の下に農業経営を行うことが見込まれること』、更にその者が法人である場合には『業務執行役員のうち 1 人以上の者が耕作の事業に常時従事すること。』との要件を満たせば、解除条件付きの貸借ではありますが、農地を利用する権利を取得することができるようになっております。

15 ページをご覧ください。本日も審議いただく農用地利用集積計画につきましては、利用権設定が田 6 筆、畑 101 筆の計 107 筆で、面積が 240,126.44 m²。所有権移転につきましては、田 2 筆、畑 8 筆の計 10 筆で、面積が 19,649 m²となっております。

16 ページをご覧ください。

1 番 1 利用権の設定を受ける者：○○○○ 担い手

利用権を設定する者：○○○○

利用権を設定する土地：畑 1 筆

1 番 2 ○○○○ 畑 1 筆

以上 1 番 1、1 番 2 の面積合計は畑 2 筆 3,024 m²

1 番 1 が、更新で契約内容は賃貸借権、1 番 2 が新規で使用貸借権となっております。

2 番 1 利用権の設定を受ける者：○○○○ 認定農業者

利用権を設定する者：○○○○ 外 3 名

こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。

利用権を設定する土地：畑 4 筆

2 番 2 ○○○○ 畑 1 筆

2 番 3 ○○○○ 外 2 名 畑 1 筆

こちらは共有持ち分の全員の同意によるものです。

2 番 4 ○○○○ 畑 1 筆

2 番 5 ○○○○ 外 1 名 畑 1 筆

こちらは共有持ち分の全員の同意によるものです。

2 番 6 ○○○○ 畑 1 筆

2 番 7 ○○○○ 畑 4 筆

2 番 8 ○○○○ 畑 2 筆

- 2番9 ○○○○ 畑1筆
 2番10 ○○○○ 外1名 畑1筆
 こちらは共有持ち分の全員の同意によるものです。
- 2番11 ○○○○ 畑3筆
 2番12 ○○○○ 畑1筆
 以上2番1から2番12の面積合計は畑21筆 35,059㎡
 すべて更新で、契約内容は賃貸借権となっております。
- 3番1 利用権の設定を受ける者：○○○○
 利用権を設定する者：○○○○
 利用権を設定する土地：畑1筆
- 3番2 ○○○○ 畑1筆
 3番3 ○○○○ 田1筆
 以上3番1から3番3の面積合計は田1筆、畑2筆 2,858㎡
 すべて新規で、契約内容は3番1が使用貸借権、3番2、3番3が賃貸借権となっておりましては中間管理事業によるものです。
- 4番1 利用権の設定を受ける者：○○○○ 担い手
 利用権を設定する者：○○○○
 利用権を設定する土地：畑2筆
- 4番2 ○○○○ 畑4筆
 以上、4番1、4番2の面積合計は畑6筆 10,710㎡
 4番1が更新で契約内容は使用貸借権、4番2が新規で賃貸借権となっております。
- 5番 利用権の設定を受ける者：○○○○ 認定農業者
 利用権を設定する者：○○○○
 利用権を設定する土地：畑2筆 4,978㎡
 更新で契約内容は使用貸借権となっております。
- 6番 利用権の設定を受ける者：○○○○ 認定農業者
 利用権を設定する者：○○○○
 利用権を設定する土地：畑4筆 8,152㎡
 更新で、契約内容は賃貸借権となっております。
- 7番1 利用権の設定を受ける者：○○○○ 認定農業者
 利用権を設定する者：○○○○
 利用権を設定する土地：畑2筆
- 7番2 ○○○○ 畑5筆
 7番3 ○○○○ 畑4筆
 7番4 ○○○○ 外1名 畑1筆
 こちらは共有持ち分の全員の同意によるものです。
- 7番5 ○○○○ 畑4筆
 7番6 ○○○○ 畑4筆
 7番7 ○○○○ 畑1筆
 7番8 ○○○○ 畑1筆
 7番9 ○○○○ 畑1筆
 7番10 ○○○○ 畑3筆
 7番11 ○○○○ 外1名 畑1筆
 こちらは共有持ち分の全員の同意によるものです。

以上、7番1から7番11の面積合計は畑27筆 62,266㎡
すべて更新で契約内容は7番8が使用貸借権、その他が賃貸借権となっております。

8番 利用権の設定を受ける者：○○○○ 認定農業者

利用権を設定する者： ○○○○

利用権を設定する土地： 畑1筆 3,230㎡

新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

9番 利用権の設定を受ける者：○○○○ 認定農業者

利用権を設定する者： ○○○○

利用権を設定する土地： 畑1筆 1,655㎡

更新で契約内容は使用貸借権となっております。

10番1 利用権の設定を受ける者：○○○○ 認定農業者

利用権を設定する者： ○○○○

利用権を設定する土地： 畑1筆

10番2 ○○○○ 畑1筆

以上、10番1、10番2の面積合計は畑2筆 6,209㎡

10番1が新規、10番2が更新で契約内容は解除条件付賃貸借権となっております。

以上、1番1から10番2につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構
想第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第36号 利用権設定の1番から10番2は、原案
のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第36号 利用権設定の1番外35件は、原案のと
おり可決されました。

○議長

次に、議案第36号 利用権設定の10番3を審議いたします。本案については、○○番
○○○○委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨
の申し出がっておりますので、これを許します。

—○○番○○○○委員：退席—

○議長

事務局の説明を求めます。

□事務局

10 番 3 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者
利用権を設定する者： 〇〇〇〇
利用権を設定する土地： 畑 1 筆 576 m²
新規で契約内容は解除条件付賃貸借権となっております。

以上につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。
—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 36 号 利用権設定の 10 番 3 は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 36 号 利用権設定の 10 番 3 は、原案のとおり可決されました。〇〇番 〇〇〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。
—〇〇番〇〇〇〇委員：出席—

○議長

次に、議案第 36 号 利用権設定の 10 番 4 から 19 番、所有権移転の 20 番から 22 番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

10 番 4 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者
利用権を設定する者： 〇〇〇〇 外 3 名
こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。
利用権を設定する土地： 畑 1 筆 480 m²
新規で契約内容は解除条件付賃貸借権となっております。

11 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者
利用権を設定する者： 〇〇〇〇
利用権を設定する土地： 田 1 筆 2,441 m²
新規で契約内容は賃貸借権となっております。

12 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者
利用権を設定する者： 〇〇〇〇 外 3 名
こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。
利用権を設定する土地： 畑 6 筆 9,789 m²
更新で契約内容は使用貸借権となっております。

13 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者
利用権を設定する者： 〇〇〇〇
利用権を設定する土地： 畑 7 筆 9,200.44 m²
更新で契約内容は使用貸借権となっております。

- 14 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇
 利用権を設定する者： 〇〇〇〇
 利用権を設定する土地： 畑 4 筆 7,975 m²
 新規で契約内容は賃貸借権となっております。
- 15 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者
 利用権を設定する者： 〇〇〇〇 外 2 名
 こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。
 利用権を設定する土地： 畑 1 筆 1,113 m²
 新規で契約内容は使用貸借権となっております。
- 16 番 1 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者
 利用権を設定する者： 〇〇〇〇 外 5 名
 こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。
 利用権を設定する土地： 畑 1 筆
- 16 番 2 畑 2 筆
- 16 番 3 〇〇〇〇 畑 3 筆
- 16 番 4 〇〇〇〇 畑 6 筆
- 以上、16 番 1、16 番 4 の面積合計は畑 12 筆 35,495 m²
 すべて更新で契約内容は 16 番 3 が使用貸借権、その他が賃貸借権となっております。
- 17 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者
 利用権を設定する者： 〇〇〇〇 外 8 名
 こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。
 利用権を設定する土地： 畑 1 筆 9,478 m²
 更新で契約内容は使用貸借権となっております。
- 18 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者
 利用権を設定する者： 〇〇〇〇
 利用権を設定する土地： 田 3 筆 3,945 m²
 更新で契約内容は賃貸借権となっております。
- 19 番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手
 利用権を設定する者： 〇〇〇〇
 利用権を設定する土地： 田 1 筆 10,034 m²
 新規で契約内容は賃貸借権となっております。

続きまして所有権移転を説明します。

- 20 番 所有権の移転を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者
 所有権を移転する者： 〇〇〇〇
 所有権を移転する土地： 田 2 筆、畑 1 筆 3,625 m²
 契約内容は売買で対価は 3 筆合計〇〇万円となっております。
- 21 番 所有権の移転を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者
 所有権を移転する者： 〇〇〇〇
 所有権を移転する土地： 畑 4 筆 8,588 m²
 契約内容は贈与となっております。
- 22 番 所有権の移転を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者
 所有権を移転する者： 〇〇〇〇
 所有権を移転する土地： 畑 3 筆 7,436 m²

契約内容は売買で対価は3筆合計〇〇万円となっております。

以上、10番4から22番につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第36号 利用権設定の10番4から19番、所有権移転の20番から22番は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第36号 利用権設定の10番4外12件、所有権移転の20番外2件は原案のとおり可決されました。

○議長

次に、議案第37号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、農用地利用配分計画について要約してご説明いたします。26ページをご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、利用権の設定又は移転を行おうとするときは、農用地利用計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないとなっております。

また、農地中間管理機構は、市町村に対し計画案を作成し、機構への提出を求めることができるとなっております。

さらに、市町村は計画案の作成にあたり農業委員会の意見を聴くものとなっております。

今回議案としておりますのは、先程可決いただきました議案第36号3番各号の利用権設定に係る配分計画と再配分が挙がっております。

議案についてご説明いたします。27ページをご覧ください。

1番 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者
利用権を設定する土地：畑1筆 747㎡
契約内容は、使用貸借権となっております。

2番1 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 担い手
利用権を設定する土地：畑6筆

2番2 畑1筆

2番3 畑2筆

以上、2番1から2番3の面積合計は畑9筆 11,459㎡

契約内容は、賃貸借権となっております。

3番1 利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇 認定農業者
利用権を設定する土地：畑1筆

3番2 田1筆

以上、3番1、3番2の面積合計は田1筆、畑1筆 2,111㎡
契約内容は、賃貸借権となっております。

以上、1番から3番2の配分計画案につきましては、適当であると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第37号 農用地利用配分計画に対する意見について、1番から3番2については、適当であるとの意見であります。原案のとおり、適当であるとの意見とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第37号 農用地利用配分計画に対する意見についての1番外5件については、適当であるとの意見に決しました。

○議長

次に、議案第38号 農地利用状況調査に係る非農地の判断について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案第38号農地利用状況調査に係る非農地の判断についてご説明いたします。28ページをご覧ください。

農業委員会は、毎年1回農地法第30条に基づく農地利用状況調査を実施し、遊休農地の所有者等に対し、農地法第32条に定める意向調査を実施することとなっております。手続きの流れとしましては、利用状況調査の結果をもとに、その土地が『農地法の運用について 第4(3)』に示される農地に該当するか否かの判断基準に基づき、五島市では地区協議会において判断を行っております。その後、農業委員会総会での議決を経て所有者等及び関係機関への通知を行うこととなります。29から31ページをご覧ください。

今月行われました各地区協議会において対象地の現況確認と農地・非農地の判断を行っていただいた結果を掲載しております。

今回、非農地と判断されたものは、畑39筆、合計面積は23,882㎡となっております。4月からの累計は、田24筆、畑163筆、樹園地5筆で合計面積は142,161㎡となっております。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 38 号 農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」という発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 38 号 農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決されました。

○議長

議題は以上で終了いたしました。続きまして、報告協議事項に移ります。始めに、ながさき農業委員会 1・1・1 運動の各対策班の報告を行います。

□事務局 会議等報告・予定地について

1. ながさき農業委員会 1・1・1 運動の各対策班報告について
2. 五島市農業委員会委員互助会収支決算書の承認について
3. 五島市農業委員会委員積立金収支決算書の承認について
4. 農業委員・推進委員の公務災害補償制度への加入について、自費研修旅行の行程・費用について
5. 会議等報告・予定について
6. 農地転用許可不要案件届出書について
7. 農地所有適格法人要件確認について
8. その他

○議長

以上で本日の議事は全て終了いたしました。これをもちまして、令和元年度第 6 回五島市農業委員会総会を閉会いたします。どうも、お疲れ様でした。

＝午後 3 時 00 分 閉会＝